

別紙

部活動指導の見直しに係る申し合わせについて（全文）

本道の中学校及び高等学校における部活動指導の見直しに係る取組をより実効あるものとするため、北海道中学校長会及び北海道高等学校長協会（以下「校長会」という。）、北海道中学校体育連盟及び北海道高等学校体育連盟（以下「中・高体連」という。）、北海道高等学校文化連盟（以下「高文連」という。）、北海道PTA連合会及び北海道高等学校PTA連合会（以下「PTA」という。）、北海道都市教育委員会連絡協議会、北海道町村教育委員会連合会及び北海道教育委員会（以下「教育委員会」という。）、北海道体育協会（以下「体育協会」という。）は、次のとおり申し合わせを行う。

1 申し合わせに至る背景など

- (1) 平成22年度の校長会と中・高体連との部活動に係る申し合わせ（以下、「平成22年度の申し合わせ」という。）から3年間が経過したことから、当該申し合わせの趣旨等について改めて確認する必要があること。
- (2) 平成22年度の申し合わせ中の「望ましい部活動の在り方」で示されている部活動休養日の設定等の取組をより実効あるものとするためには、当該申し合わせを踏まえながら、PTAや教育委員会の考え方を反映させる必要があること。
- (3) 運動系の部活動だけでなく文化系の部活動についても、部活動休養日の設定などの「望ましい部活動の在り方」で示されている内容を取り組む必要があること。

2 申し合わせの観点

- (1) 今後の部活動の充実・発展に向けて、生徒や保護者の要望を踏まえながら、過重な負担にならない範囲の中で、生徒の活動を保障する必要があること。
- (2) 部活動指導に当たる教職員の時間外勤務等の縮減への配慮が必要であること。
- (3) 生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが、部活動指導上、大切であることについて、保護者や指導教員等への理解の浸透を図る必要があること。
- (4) 部活動休養日の設定、練習内容等の見直し、PTAの協力を得る取組、外部指導者の活用の取組などをより実効あるものとし、適切な部活動とするためには、学校はもとより、中・高体連、高文連、PTA、教育委員会や体育協会等の関係者が、「部活動指導の見直し」の取組について、その現状や課題等に関わる情報の共有や意見交換等を行う必要があること。

3 申し合わせの内容

- (1) 望ましい部活動の在り方（学校の取組）
種目の特性や大会時期、学校事情や地域性などにより一律にはならないものの、部活動の指導や運営に当たっては、生徒や担当教職員の健康・安全のため、以下の事項に留意し、年間を通して工夫・改善していくことが望ましい。
 - ① 週一日程度は休養日を設けること。
 - ② 授業日においては、生徒の下校や教職員の退勤が遅くならないよう放課後の2～3時間程度で活動が終わるようにすること。
 - ③ 休日においては、早朝から終日にわたる活動を極力避け、半日程度でも効果的な活動ができるようにすること。
 - ④ 特定の教職員に負担が偏らないよう、可能な限り、複数顧問の配置を検討すること。
- (2) 部活動指導の見直しに向けた取組（教育委員会等の取組）
 - ① スポーツドクター等の派遣
部活動休養日の設定や練習内容等の見直しを実効あるものとするため、休養日設定の意義などについて、生徒、保護者はもちろん、指導教員等に対する理解の促進に努めること。
 - ② 取組の成功事例等に係る資料の作成
部活動指導の見直しに向けた取組について、生徒や保護者、指導教員等の理解を進めるため、成功例や取組の成果などについて具体的な情報提供に努めること。
 - ③ PTAの協力事例に係る資料の作成
部活動に関わる業務のうち、PTAの協力を得ることができるものとして、どのような事柄があるのか、また、具体的にどのような経過を経てPTAの協力を得られるようになったのか等について情報提供に努めること。
 - ④ 外部指導者の活用事例に係る資料の作成
外部指導者の生徒指導に対する理解不足から、混乱を招いた事例も一部に見られることを踏まえ、生徒指導上の留意点等を示すなど、外部指導者を導入し活用しようとする学校の不安感を払拭する取組に努めること。
 - ⑤ 部活動関係者会議の開催
部活動に関係する団体（校長会、中・高体連、高文連、PTA、教育委員会、体育協会）の代表者が一堂に会し、部活動指導の見直しの取組について情報共有と意見交換等を行うこと。